

X 諸規定について

1. 統廃合による大会参加及び廃校となる野球部の特別措置について

(1) 連合チームでの大会参加

統廃合の対象となる関係校であれば、2校以上の連合チームでの大会参加ができる。

(地区大会および全国大会を含む)

- ①連合チームは関係校であれば、そのうちの組合せはいずれでもよく、2チームに分かれて参加することもできる。連合チームの組合せ上、人数による制限はしない。(例えば、10人以上の場合は単独でなければいけないなど)
- ②連合チームの組合せはシーズンはじめに所属連盟に届け出て、承認を得ることとするが、秋の新チームによる編成上、再度組合せを変更して大会に参加することができる。

(2) 大会参加申し込みと引率責任者

- ①大会参加申し込みは、連合チームが関係するすべての学校長の承認印を必要とする。
- ②ベンチ入りする責任教師、監督は関係する学校長の協議で選任、所属連盟に登録する。また、試合当日は関係する高等学校の引率責任者が生徒を必ず引率することとし、ベンチ入りできない責任教師もスタンドなどで観戦、常に待機すること。
- ③大会参加の名称は関係校で協議し、連名もしくは頭文字を組み合わせたものなどいずれでもよい。
- ④試合時のユニフォームなどは特に統一する必要はない。

2. 単独廃校となる野球部の特別措置について

(1) 救済措置の対象となる学校

廃校となることが決定し、生徒募集が打ち切られた学校(分校も含めて)で、次の条件下にあるものを対象とする。

- ①在校生が2学年以下しかいない場合。
- ②登録部員数のうち、試合出場が可能な選手数が9人以下となる場合。

(2) 近隣校の協力

廃校となる学校は、同一市町村内または近接の市町村にある高等学校の協力により、野球部員の派遣を受け、自校の選手として所属連盟に登録、大会に参加することができる。

近隣校は、原則として合同練習に通常の交通機関を利用して通える範囲とする。協力要請は所属連盟および関係地区の高等学校校長会と相談のうえ、派遣協力を受ける学校の打診を行い、当該学校長の承認を得ること。

野球部員の派遣に当たっては、部員本人の意思と自主性を尊重し、なおかつ保護者の同意を得ること。派遣する部員数の制限は特に設けないが、複数の協力校から部員の派遣を受けることはできない。

廃校となる学校と派遣する学校双方の学校長により、別に定める合意書に署名し、連合チーム編成に関する条件を予め明確にしておくこと。なお、派遣された野球部員の引率責任は、廃校となる学校の責任教師が練習時および試合時の引率についても代行するものとする。ただし、当該都道府県教育委員会で派遣協力校からの引率者の同行が必要とされる場合にはそれに従うこと。

(3) 大会参加手続き

- ①廃校となる学校が、部員の派遣協力校が内定したら、所定の様式に従い、所属連盟を通じて日本高等学校野球連盟に申請、予め承認を得ること。
- ②大会参加の学校名は、廃校となる学校の単独名とする。
- ③試合に出場する選手のユニフォームは特例としてそれぞれの学校のユニフォームを着用することができる。なお、帽子、ストッキングなど一部を統一することは差し支えない。
- ④部員の派遣協力は、大会ごとの登録とし、同一の大会期間中では派遣部員を変更することはできない。派遣された部員は当該大会中、自校の選手として大会に出場することはできない。なお、廃校となる学校の部員は、全員選手登録すること。
- ⑤次の大会で協力校が同一であれば、改めて大会参加の承認申請は必要がない。協力校が変更となる場合は、再度日本高等学校野球連盟への承認申請が必要となる。

3. 部員不足による連合チームの編成について（廃校・統廃合校以外）

- (1) 原則として8人以下のチームに関して連合チームでの大会参加を認める。
- (2) 関係校間の距離は問わないが、同一都道府県内の加盟校同士に限定し、原則として週2回程度の合同練習をすることが望ましい。
- (3) 連合チーム申請後の不祥事による選手不足は再連合を認めず、関係校はすべて不出場とする。
- (4) 連合チームで出場を希望する場合は、大会ごとに埼玉県高等学校野球連盟に申し出ること。ただし、組み合わせは、連盟主導のもとに行なう。
※1 申し出先…各地区代表理事（地区責任者）
※2 締切期日…春季：3月上旬・選手権：5月中旬・新人：7月中旬
・秋季：8月上旬
- (5) 大会参加申し込みは、連合チームが関係するすべての校長の承認印を必要とする。
- (6) 大会参加の名称は関係校で協議し、連名もしくは頭文字を組み合わせたものなどいざれでもよい。
- (7) 試合時のユニフォームなどは特に統一する必要はない。

- (8) 地区を越えた連合チームの場合 (春・秋)
部員数の多いチームの地区に参加する。
部員数が同数の場合は参加チームの少ない地区の参加とする。
- (9) 適当な相手校がない場合
上記のように近隣校より部員を借り入れて出場することができる。ただし母体となる部員数不足校の部員は最低5名在籍していることとし他校からの部員を借り入れた後の部員数は10名を超えないこととする。
- (10) 手続きは所定の用紙を提出(書式あり)・毎週水曜日に日本高野連で審査する。
加盟校→県高野連→日本高野連(許可)→県高野連→加盟校
- (11) 手続きは抽選会までに完了することが条件となる。また、抽選会以降は追加登録はできない。
- (12) 3校以上の連合の場合、指導者のベンチ入りは試合ごとの交代も可。したがって複数登録可となる。
- (13) 生徒引率は当該校で責任をもってあたる。
- (14) 連合チームの登録用紙は各校がそれぞれ作成する。また、表紙として連合チームとしての登録用紙も作成し、提出する。
- (15) 連合チームが相手校を変更した場合は別のチームとして考える。したがって、シード権をもっていた場合でもシード権は放棄したものとする。
- (16) 上記以外に生じるケースや問題については、連盟で協議して判断する。

確認事項

夏→地区予選がないので地区を気にせず連合チームを結成できる。

春・秋→県大会・地区予選・新人戦等を一連の大会と考えると地区内での連合が原則となる。

連合チームの特別措置の運用について

平成26年8月8日通達

- (1) 加盟校の大会参加について
大会参加資格第3条「参加チームはその学校の代表である」の規定通り、基本的には校内で積極的に部員確保に取り組むことが原則である。
- (2) 連合後の部員数の上限について
特別措置の主旨を考慮し各都道府県で定める大会選手登録人数を超える部員数で連合チームを申請することは望ましくない。
- (3) 選手権大会は3学年がそろそろ大会のため春季大会からの連合チームが継続的に練習を続けてきた場合、新入生の加盟で大会登録人数を超えてしまう可能性がある。
上記の場合を踏まえて、当該連盟と早い段階で連絡をとり選手権大会への参加に関して入念な打ち合わせを行う必要がある。(春季大会終了後ただちに検討が必要)

4. 連合チームのアウトオブシーズンにおける合同練習について

所属連盟に届け出る。その際、許可申請は両校ともに当該の所属連盟に申請手続きをする。なお、県境地域では考慮する。詳しい内容に関しては連盟に問い合わせる。

5. 特待生について

平成 21 年度から 3 年間の実態調査の結果を踏まえて、次の通り、高校野球特待生制度を制定することとする。については下記の項目を厳守すること。

- (1) 生徒募集要項または学校のホームページに「野球特待生・野球奨学生制度」があることを明示し、公開すること。
- (2) ブローカーなどの第三者の介在を排除し、かつ中学校の進路指導に好ましくない影響を与えないようにするために、出願時に中学校校長の推薦を必ず求めること。
- (3) 単に野球技術・能力が優秀であることにとどまらず、中学校時代の学業成績と生活態度がともに良好であることを、特待生とするための条件とすること。
- (4) 入学金や授業料の免除または軽減はよいが、寮費などの生活費、その他の支援は認めない。
- (5) 特待生の人数は 1 学年につき、5 人以内とすること。
- (6) この制度は平成 24 年度入学生から適用する。

6. 国際交流について

近年国際交流が教育の一環になっており、高校球界においても国際大会が開催されている。高等学校単位での交流に野球を通じての交流などが盛り込まれた場合、連盟への届出が必要になる。国際試合開催基準が制定されているので日本高野連での審査をうけなければならない。早めに県連盟に相談し対応する必要がある。

7. 高等学校野球のアウトオブシーズンについて

(1) アウトオブシーズンの期間

12 月 1 日より翌年 3 月 19 日までとする（大会開催がない）。ただし、3 月 19 日から春季大会開催をせざるをえない場合、同日が日曜日の年に限り、日本高等学校野球連盟に事前に申請し、承認を得ること。

(2) アウトオブシーズン中の活動

この期間は練習に重点を置くこととする。ただし、3 月第 1 土曜日から、学校の授業や行事に差し支えない限り、練習試合を行ってもよい。3 月第 1 土曜日と設定された解禁日までは、同一地域にあるといえども、届出のない他校との合同練習、練習試合はできない。なお、自校グラウンドで、自校部員を分けたり、OB を加えて試合することは差し支えない。

(3) 選抜高等学校野球大会出場校の取り扱い

前項但し書きの練習試合はできるが、出場校間の試合（補欠校含む）は同大会終了までできない。

なお、壮行試合など公式行事はできない。また、大会参加途上の試合は禁止されてきたが、往路に限り途中で試合をしても差し支えない。

8. アウトオブシーズンにおける合同練習について

- (1) 当該都道府県内の高等学校同士で、予め所属連盟に届け出て許可を得た2校間に限る。なお、都道府県境地域で、隣接市町村の学校との合同練習は例外として許可する。
- (2) 申請を受けた都道府県高等学校野球連盟は、次の要件に沿うものを許可する。
ただし、合同練習では試合および試合形式（シートバッティングを含む）はできない。
 - ①自校のグラウンドが事情により使用できないもの。
 - ②どちらか一方の部員数が15人程度以下で、十分な練習ができないもの。
 - ③その他合同練習を行うのに相当な事情があるもの。
 - ④前記①～③の要件以外での合同練習の日数は、土日祝日などの休日および冬期休業中に5日間まで行えることとする。この合同練習も予め所属連盟に届け出て許可を得ることとする。
- (3) 連合チームの合同練習についても届出（別様式）をすれば合同練習が可能である。

9. 練習試合開催制限について

これまで、いわゆる帯同試合を興行的な弊害があるとして禁止してきたが、次の基準を定めた上で加盟校間の交流と技術向上を図るため、平成8年度のシーズンインから許可する。

- (1) 予め定められた都道府県外の試合開催手続きを行うこと。
- (2) 有料試合でないもの。
- (3) 主催は当該高等学校または都道府県連盟に限り、当該校、所属連盟以外の団体を共催、後援などに加えることはできない。
- (4) 連続した日程での三都道府県にまたがる試合は、2日以内とする。また順位を争う大会とすることはできない。
- (5) 当日3校以上の高等学校が参加してもよいが、その場合、関係する高等学校は三都道府県以内とする。

例1 よい例

会場 埼玉A校グラウンド
埼玉A校 対 大阪B校
埼玉A校 対 静岡C校

例2 悪い例

会場 沖縄D球場
埼玉A校 対 大阪B校
埼玉A校 対 静岡C校

※会場もカウントになるという点に注意すること。

10. 3年生部員の登録について

- (1) 3年生部員の登録は、卒業式の日の24時をもって所属連盟の登録を抹消する。
- (2) 夏の選手権後の3年生部員の登録抹消は認められない。
- (3) なお、練習に参加する者は、当該野球部責任教師を通じて学校長の許可を得た場合は練習に参加することができる。

11. 週1日の休養日を

日本学生野球憲章第10条に規定されているように野球部の活動時期、時間、場所、内容などについて配慮しなければならない。原則として1週間につき最低1日は活動を行わない日を設けなければならない。

12. 不祥事に対する指導について

不祥事を起こさないように、日頃から指導することが大切であることは勿論であるが、万が一、起こってしまったときには、隠さず、速やかに報告することである。

早めの対処と報告はチームへの影響を最小限に抑えることにつながる。

暴力・飲酒運転等部長・監督の不祥事も少なくない。特に指導者の暴力行為に関しては連盟として厳しく対処しているが根絶には至っていない現状である。指導者が自らの襟を正すことが重要である。

13. 高めたい保険への関心

団体傷害保険・賠償責任保険があるので、関心を高め、各学校での加入の対応をお願いしたい。

14. 学生野球資格回復について

平成26年1月20日

- (1) 学生野球資格回復を希望する元プロ野球選手に、プロ野球側が主催する研修会と学生野球側が主催する研修制度を設け、その両方の研修を修了した者が日本学生野球協会の適性審査を申請できることとなった。

学生野球資格回復から指導までの手続きについて

学生野球資格回復をした者から指導を受ける場合は、以下の手順で行うこととする。加盟校は学校長の承認を得て責任教師が手続きを行うこと。

- (1) 加盟校が学生野球資格回復者から指導を受ける場合の手続き
 - ① 資格回復登録者を選ぶ。(日本高等学校野球連盟のHPに「適性認定者」の一覧表がある)

↓

②資格回復をしていることを確認し、登録者と連絡をとる。

↓

③学校長と登録者との間で常勤または非常勤や指導日・指導期間等を打ち合わせる。

↓

④合意後「学生野球指導登録者の指導届」（本連盟ホームページ HOME 内「学生野球指導登録関係」に様式あり：修了認証番号も記載）を埼玉県高等学校野球連盟に提出する。

※学校内の規則・規定等も依頼する登録者に必ず説明すること。

※指導を希望する登録者の可否を、埼玉県高等学校野球連盟を通じて、打診することもできる。

(2) NPB 所属経験のない元プロ野球関係者の取り扱い

NPB 以外の日本独立リーグ野球機構（IPBL）〈ルートイン BC リーグ、四国アイランドリーグ plus、九州アジアリーグ、北海道フロンティアリーグ〉退団者についても、NPB 出身者と同様である。

(3) 常勤者と非常勤者の区分

学校長から監督・コーチとして委嘱を受けたものを常勤者とする。週末のみや月に数回であっても委嘱を受ければ常勤者となる。常勤者になれば他の加盟校や他の団体の指導者にはなれない。プロ野球実況・ニュースなどの解説やプロのOB・現役選手との試合などにも参加できない。

非常勤者はプロ野球実況・ニュースなどの解説に関する活動は制限されない。

(4) 外部指導者の謝金

常勤者として雇用されたときは、日本学生野球憲章第 24 条の規定に従う。非常勤者の場合は交通費や謝金を支給しようとする場合は当該都道府県や市町村などが外部指導者に対する謝金などの額を参考とする。謝金に関しては本来“学生野球への恩返し”という申し出で制度化された経緯があり定額を定めるのはなじまない。

(5) プロ退団後、高等学校教諭として採用された者は当該校長の申請により日本学生野球協会審査室において適正審査を受ければただちに資格回復できる。

（教諭以外での採用の場合は連盟に確認のこと）

15. プロ野球現役選手の母校練習について

プロ野球選手は 12 月～1 月にかけて事前に届出をすれば母校での練習が可能である。

また、出身校ではないが在校当時の指導者が転勤している場合転勤先での練習も許可される。（練習相手を務める選手も同様である。）さらに、母校でなくとも居住地付近での練習を希望する場合は当該都道府県の連盟に申請し、連盟が割り当てることになっている。

16. 試合中の疑義申し立てについて

疑義申し立てをしてよい場合は、審判員がルールの適用を間違っているのではないかとと思われるときである。

これに対して、投球に対するストライク、ボールの判定、アウト、セーフの判断、打球のフェア、ファールの判定など審判員の判断に委ねられている事項については、疑義申し立てをしてはならない。

なお、高校野球では、監督がベンチを出ることは許されていないから、審判に対する疑義申し立ては、主将・伝令または当該選手が行うことになっている。監督指示による疑義申し立ては当該選手にポイントをしっかり押さえて伝えさせたい。そのためにも、日頃からルールの勉強を取り入れたいものである。

また、インニングの表または裏が終わったときのルール適用の疑義申し立ては、投手および内野手がフェア地域を離れるまでに行うことが必要であり、その後は受け付けられない。

17. アンフェアなプレーをさせない指導

故意に投球に当たったり、よけずにデッドボールを狙う行為、盗塁時に捕手の送球を妨げる行為、遊撃手への打球に対し守備を妨げる二塁走者の行為、微妙なタイミングで本塁をブロックし走塁を妨げる行為、走者を欺く牽制球等をしないように指導する。

高校野球の本質は、自らルールを守るよう心がけることにある。高校野球には礼儀正しさが要求され、後進の模範にならなくてはならない。規則の抜け道を考えたり、勝つための好ましくないプレーは慎むべきである。普段から正しい指導をお願いしたい。

18. 校則違反の指導徹底について

最近、高校生一般の服装の乱れや眉毛の剃り込みなど、生活指導の必要性が指摘されています。大会に参加するチームは、その学校を代表する選手であることが規定されています。さらに全国大会に出場するチームはその都道府県の代表ともなります。しかし残念ながら、一部の大会出場選手の中には眉毛の剃り込みや服装の乱れが見受けられ、その学校を代表する選手としてはふさわしくない印象を受けます。

日本学生野球憲章・前文には、「勤勉と規律とはつねにわれらと共にあり、怠惰と放縦とに対しては不断に警戒されなければならない」と謳われています。大会に出場するに当たっては、技量優秀の故だけをもって選ばれるのではなく、その学校あるいは地域を代表するにふさわしい選手として選ばれなければなりません。指摘される服装の乱れや眉毛の剃り込みなどは、すべて学校の校則で規定されていることです。

大会出場に当たっては、その学校を代表する選手であることを自覚させ、指導者は些かの校則違反もなきよう、十分指導を徹底して試合に臨むよう、加盟各校によろしくご指導下さい。